

保険

各種認定証の更新手続き

有効期限が7月31日(日)になっている次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。8月1日(月)以降に申請にお越しください。

●更新手続きが必要な認定証

- ・国民健康保険限度額適用認定証／町県民税が課税されている世帯の方
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／町県民税非課税世帯の75歳未満の方

●手続きに必要なもの／保険証・窓口に来られる方の本人確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証など)

※所得の変動や世帯構成の変更などで、7月まで該当していても8月以降該当しない場合や、現在該当していても8月以降に該当になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問 住民課 (吉備庁舎)

「国民健康保険高齡受給者証」の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齡受給者証」の有効期限が、7月31日(日)で切れるため、7月下旬に新しい「高齡受給者証」を郵送交付します。8月1日(月)からは、必ず新しい高齡受給者証をお使いください。

●一部負担金の割合

70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は

- ・現役並み所得者／3割
- ・その他の方／2割

となります。一部負担金の割合は受給者証に記載されます。

問 住民課 (吉備庁舎)

後期高齢者医療制度被保険者証の色が「薄いオレンジ色」に

現在お使いの被保険者証(保険証)の有効期限が7月31日(日)で切れるため、更新します。新しい保険証は「薄いオレンジ色」です。7月初旬ごろから順次郵便(簡易書留)で郵送予定です。

●今回お届けする「薄いオレンジ色」の保険証の使用は、お手元に届いた日から

新しい保険証が届くまでは、現在

お持ちの保険証(水色)をお使いください。

※令和4年(2022年)10月1日(土)から、一定以上の所得がある方のみ医療費の窓口負担割合が2割になります。それに伴い、被保険者全員の保険証の有効期限が変更になるのでご注意ください。

●今回お届けする「薄いオレンジ色」

の保険証は9月30日(金)まで使用できます。10月1日(土)以降に使用できる「薄い緑色」の保険証は9月中旬から下旬ごろに簡易書留でお届けします。

●現在お持ちの「水色」の保険証

「水色」の保険証は8月1日(月)以降使用できません。新しい保険証(薄いオレンジ色)がお手元に届き次第、水色の保険証は処分してください。

※処分の際は、住民課(吉備庁舎)・

やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、住所や氏名が他人に知られないようご自分で細かく裁断するなどしてください。

●その他

令和4年度(2022年度)住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。ご確認ください。

・住民税の各種控除後の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。【例】今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合、「3割(令和4年7月31日までは1割)」と表示されます。

問 住民課 (吉備庁舎)

税金

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合は、徴収猶予や減免の制度があります。制度を受けるためには要件がありますので、各担当課にご相談ください。

問 国民健康保険税(税務課(吉備庁舎))

【介護保険料】長寿支援課(金屋庁舎)

【後期高齢者医療保険料】住民課(吉備庁舎)・和歌山県後期高

齢者医療広域連合 ☎073・

428・6688